省　令

○財務省令第一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十五日

財務大臣　菅　直人

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九山口の項中「阿武郡のうち阿東町」を削り、同表萩の項中「（山口税務署管内の地域を除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年一月十六日から施行する。

○厚生労働省令第五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

表山口県の項市町村名の欄中「阿武町　阿東町」を「阿武町」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月十六日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第四号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により盲導犬の訓練を目的とする法人として指定した財団法人北海道盲導犬協会から名称の変更の届出があったので、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十五日

国家公安委員会委員長　中井　洽

一　財団法人北海道盲導犬協会の名称

㈠　変更前の名称　財団法人北海道盲導犬協会

㈡　変更後の名称　公益財団法人北海道盲導犬協会

二　変更の年月日　平成二十一年十一月二日

○法務省告示第十六号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十二年一月十五日

法務大臣　千葉　景子

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名　称　第五回土地家屋調査士特別研修

三　期　間　平成二十二年二月五日から同年四月三日まで

四　内　容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査を実施する。

○法務省告示第十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十五日

法務大臣　千葉　景子

別表第二の千駄ヶ谷日本語教育研究所西校の項中「千駄ヶ谷日本語教育研究所西校」を「千駄ヶ谷日本語教育研究所付属日本語学校」に改め、同表の天理教語学院日本語科の項の次に次のように加える。

大和国際日本語学院	奈良県

○外務省告示第二十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十一年十二月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十二年一月十五日

外務大臣　岡田　克也

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成21年12月24日	2008年3月5日	TH5454529
	2006年6月27日	TH0756794

○国税庁告示第一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十五日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人国境なき子どもたち	東京都新宿区下落合四丁目三番二六号	寺田　朗子	平成二十二年一月十六日から平成二十七年一月十五日まで
特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク	神奈川県伊勢原市伊勢原一丁目三番四七号	山田不二子	平成二十二年一月十六日から平成二十七年一月十五日まで
特定非営利活動法人TABLE FOR TWO International	東京都港区白金一丁目二五番一一―一八〇二号	近藤　正晃 ジェームス	平成二十二年一月十六日から平成二十七年一月十五日まで

○国税庁告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十五日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワークの項中「東京都港区芝浦三丁目三番六号八〇五号室」を「東京都目黒区大岡山二丁目十二番一号」に改める。

○厚生労働省告示第五号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）附則第三十六条第三項の規定に基づき、次の健康保険組合の規約等を認可したので、日本年金機構法施行令（平成二十一年政令第二百八十九号）附則第九条の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　健康保険組合の名称　日本年金機構健康保険組合

二　事務所の所在地　東京都新宿区大久保二丁目十二番一号

三　設立事業所の名称及び所在地　日本年金機構　東京都杉並区　外一事業所